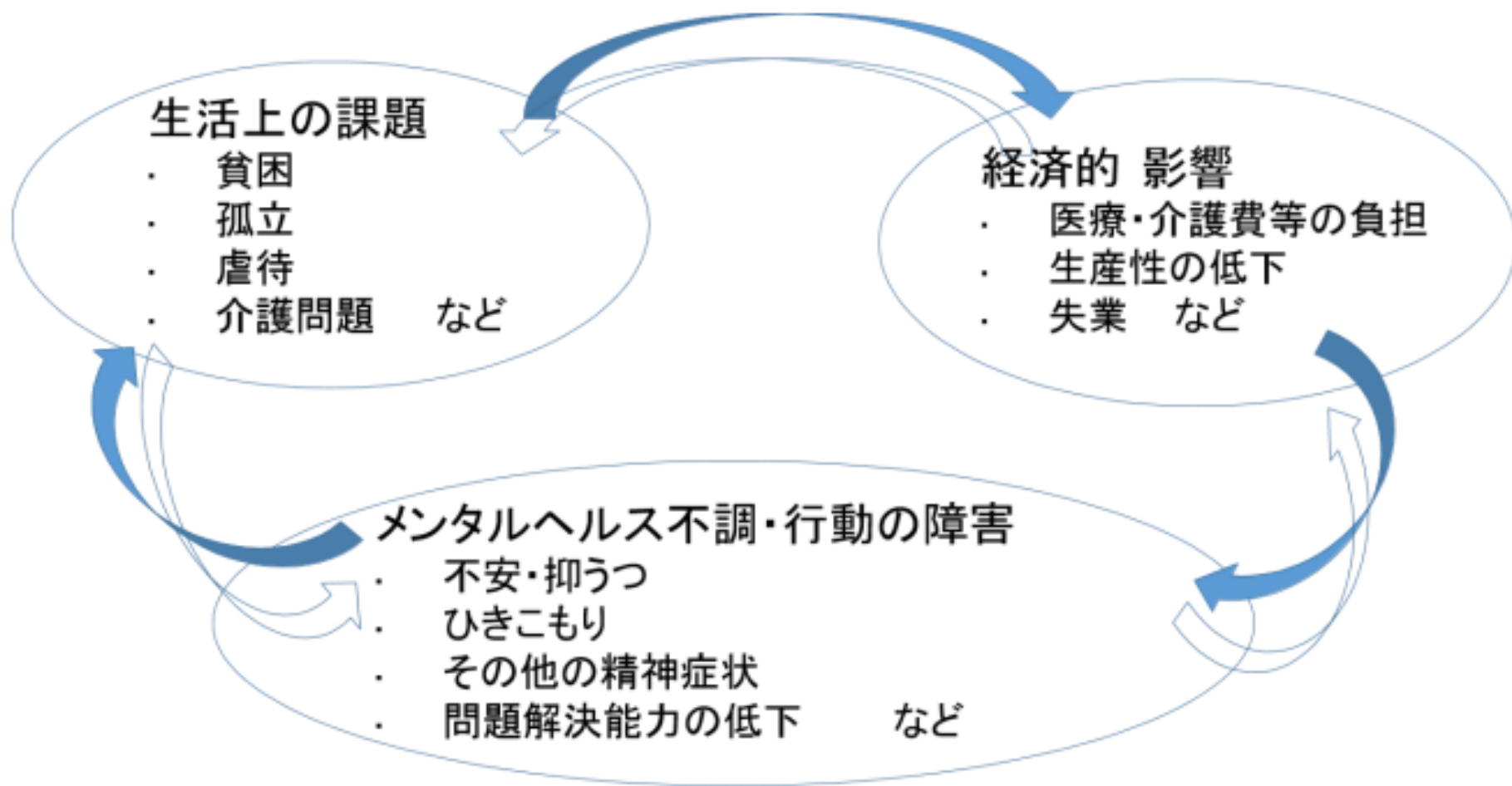


科目7

精神保健医療福祉に関連する制度 とサービス

講義 6-1

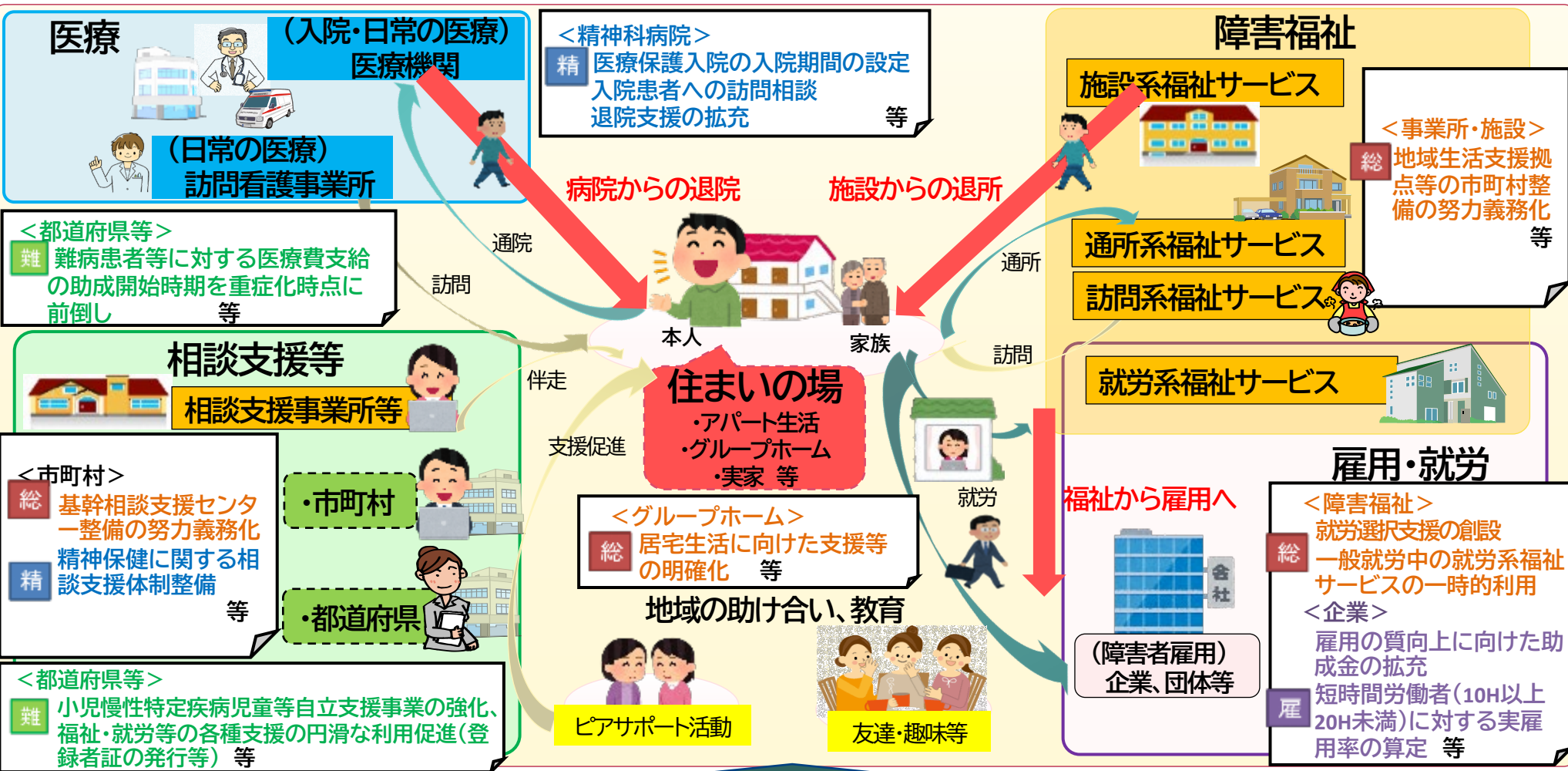
その他支援機関等



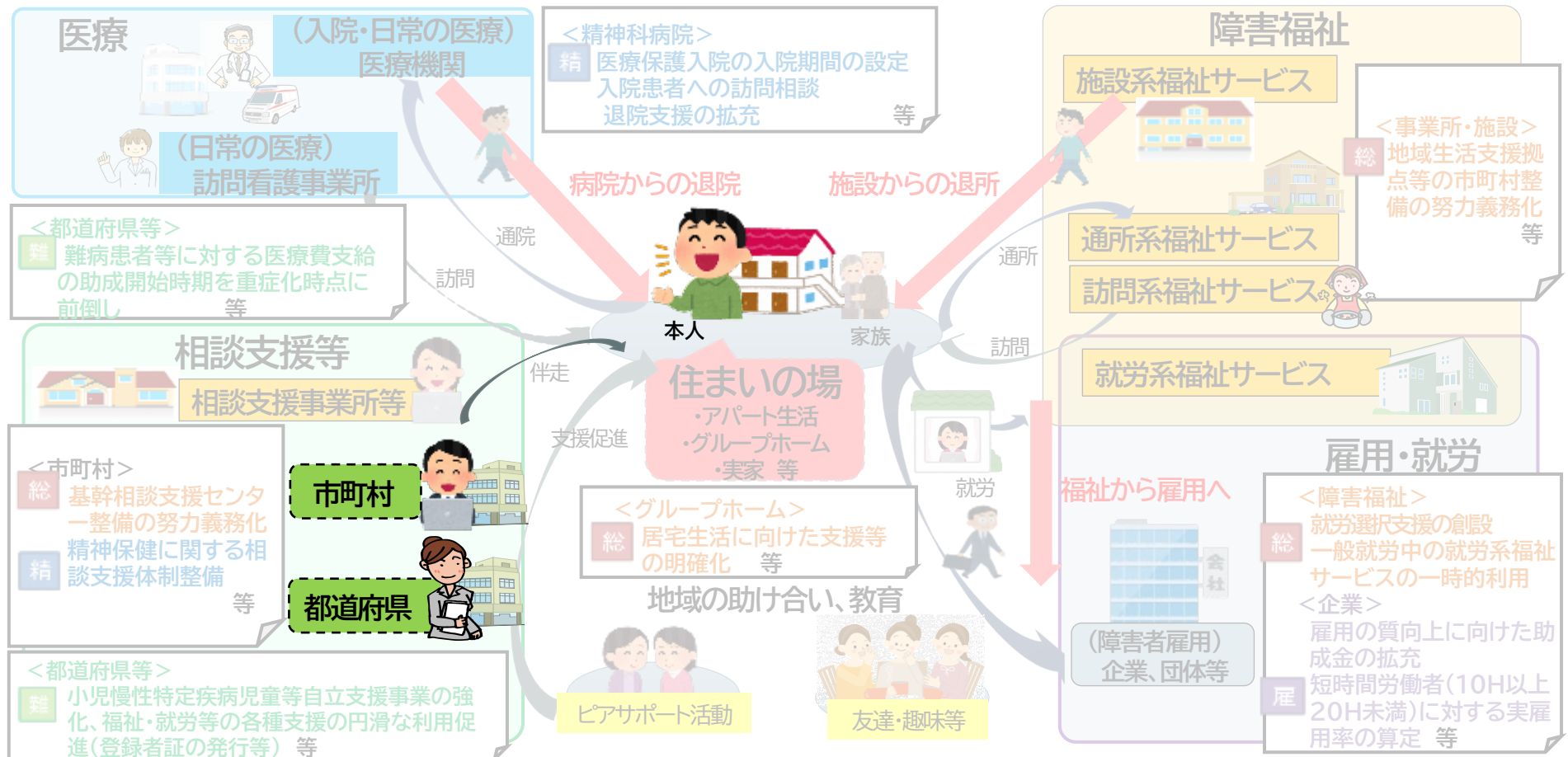
障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、

- ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実(障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上(障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備(難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



生活保護制度、生活困窮者自立支援制度に係る関係機関



関係法令…生活保護法、生活困窮者自立支援法

生活保護制度の概要

■生活保護制度の目的

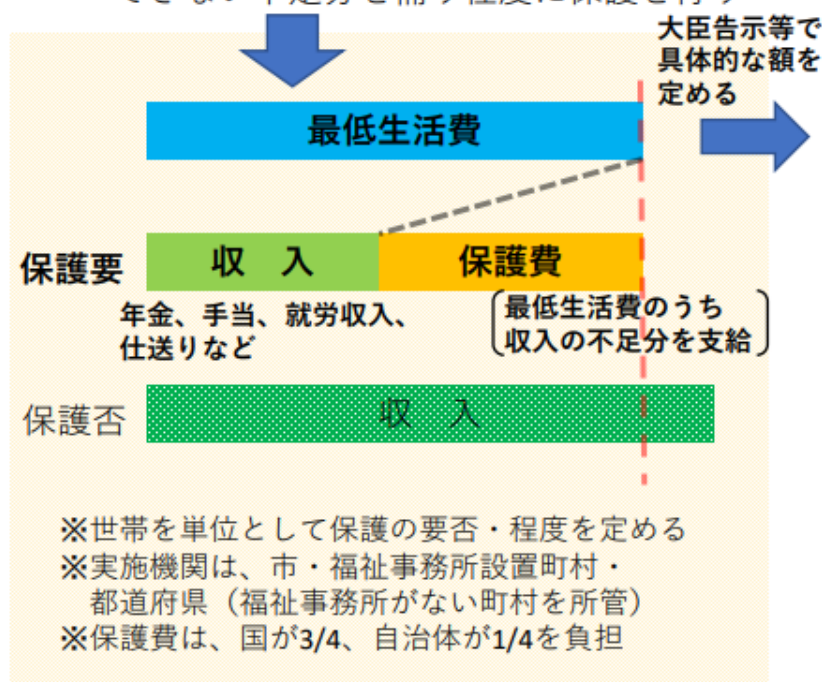
- 最低生活の保障（要件を満たす生活困窮者に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行う）
- 自立の助長

■生活保護を受けるための要件等（補足性の原理）

- 利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、最低限度の生活の維持のために活用することが要件（不動産・自動車・預貯金等の資産や稼働能力の活用が求められる）
- 扶養義務者の扶養、他の法律に定める扶助は、保護に優先

■生活保護の要否の判定・保護費（程度）の決定

- 厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要（最低生活費）のうち、金銭・物品で満たすことのできない不足分を補う程度に保護を行う

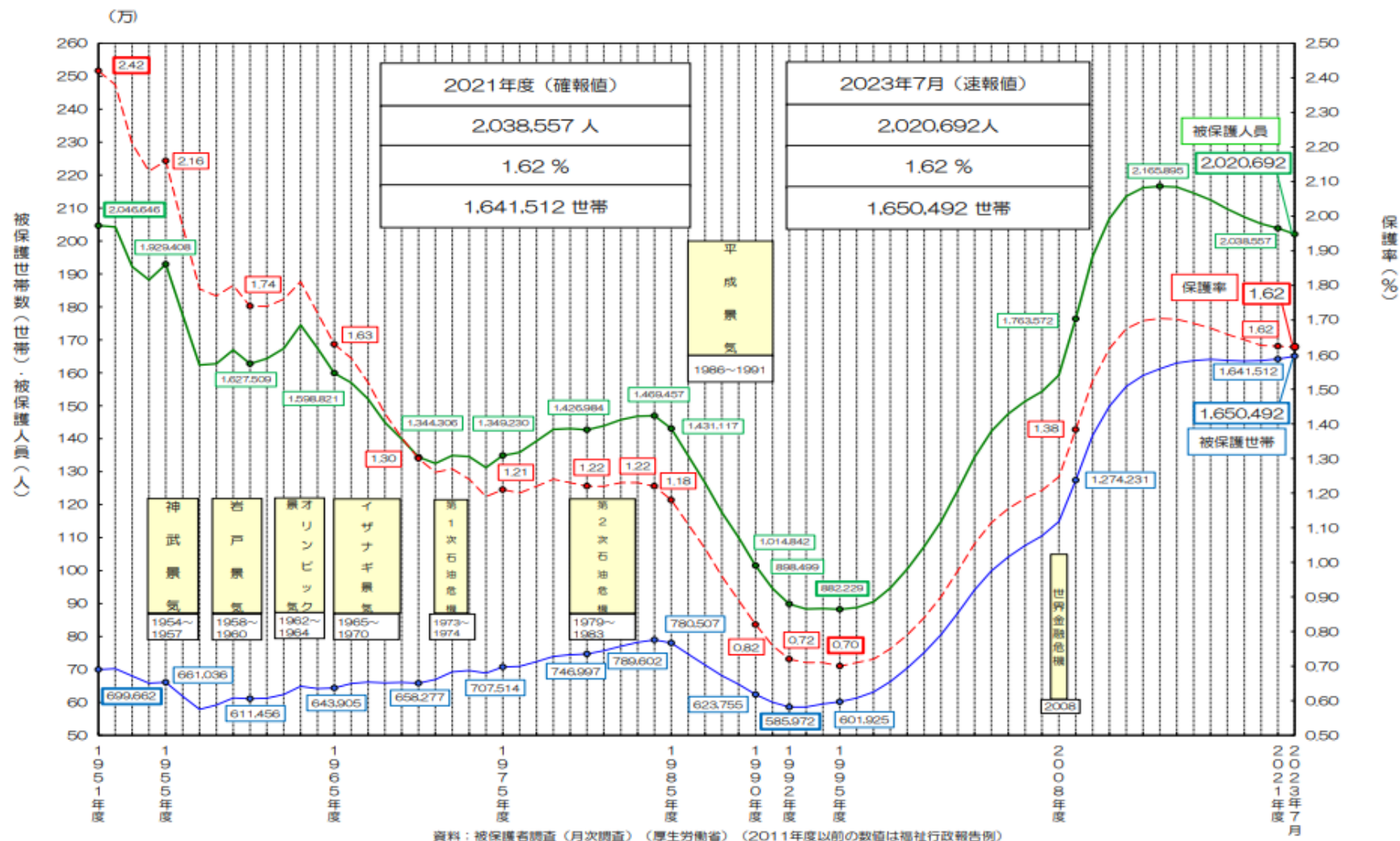


【保護の種類】

生活扶助	第1類（食費・被服費など個人に掛かる費用） 第2類（光熱水費など世帯に掛かる費用） 各種加算（冬季加算、母子加算、児童養育加算など）
教育扶助	義務教育を受けるために必要な費用
住宅扶助	家賃など（基準額内で実費）
医療扶助	現物給付（基本的に医療費の10割）
介護扶助	現物給付（自己負担分）
出産扶助	（基準額内で実費）
生業扶助	高等学校等への就学に必要な費用など
葬祭扶助	（基準額内で実費）

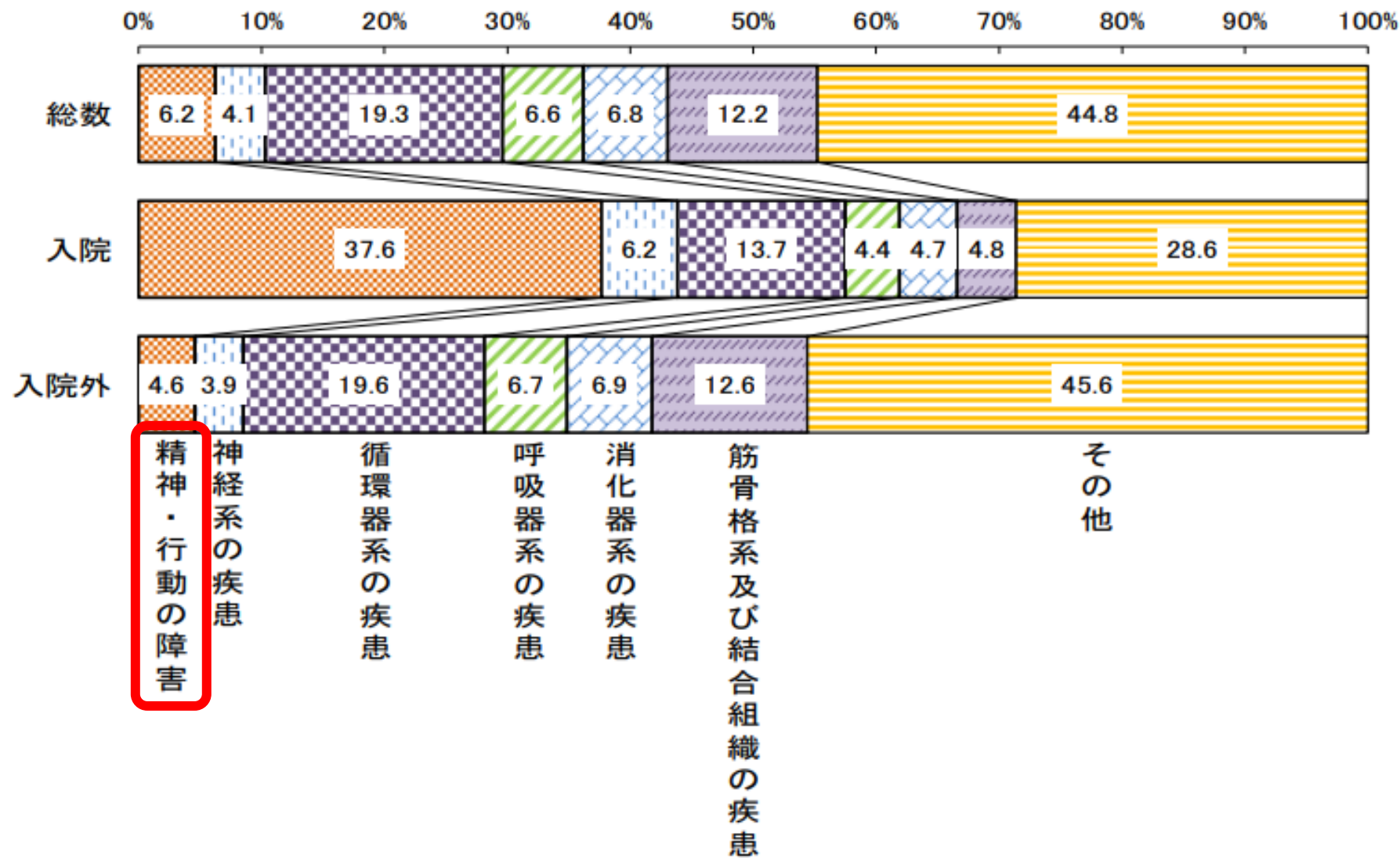
被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

- 直近の生活保護受給者数は約202万人。2015(平成27)年3月をピークに減少に転じ、以降減少が続いている。
- 直近の生活保護受給世帯数は約165万世帯。コロナ禍前の2019(令和元)年と比較すると約1.5万世帯増加している。



出典:厚生労働省「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」(社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会)参考資料集」2023.

一般診療件数の構成割合，入院-入院外・傷病分類別



【例】T市の状況（令和5年3月）

	T市民	被保護者
人口	399,029人	9,590人 (2.4%)
自立支援医療(精神通院) 制度利用者	8,366人	2,053人 (24.5%)
精神障害者保健福祉手帳 所持者	4,701人	1,363人 (29.0%)

生活保護制度に係る関係機関 【福祉事務所】

(1)保護の実施機関

- 。市、福祉事務所設置町村、都道府県(福祉事務所がない町村を所管)

(2)従事する職種

- 。現業を行う所員(ケースワーカー)
 - 。指導監督を行う所員(査察指導員)
 - 。健康管理支援員 …保健師・看護師等
 - 。就労支援員 等
- …社会福祉主事

生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

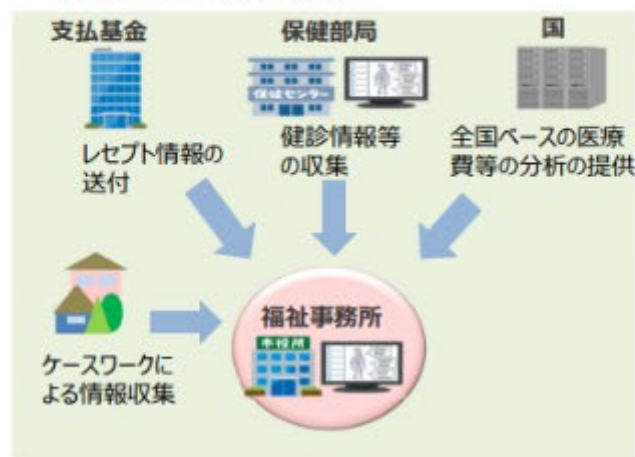
事業概要

- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。**
- **令和3（2021）年1月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施することとなったため、全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担する。**

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例の**オに加え、ア～エから選択**

ア 健診受診勧奨
イ 医療機関受診勧奨
ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
オ 頻回受診指導

③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

福祉事務所との連携のポイント

1. アセスメントに役立つ多くの情報がある。
2. ケースワーカーと被保護者との間で信頼関係が構築されている場合は、協働により介入しやすくなる。
3. ケースワーカーは被保護者の状態の変化に気づきやすく、連携が早期介入・重症化予防につながる。

生活困窮者自立支援制度の概要

(1)生活困窮者自立支援制度の目的

生活困窮者の自立の促進

(2)生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

生活困窮者自立支援制度に係る関係機関

(1)実施主体

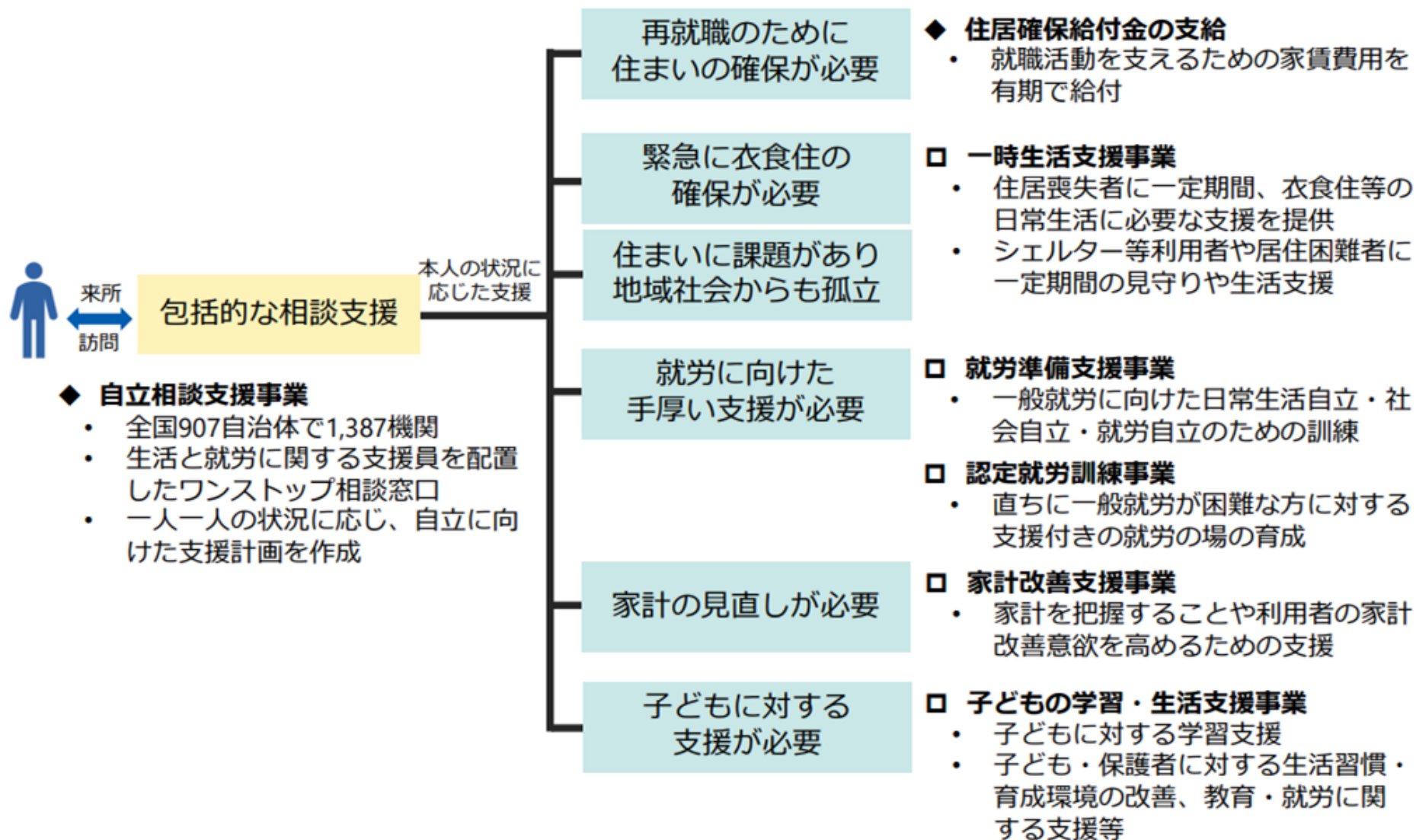
福祉事務所設置自治体

各事業については、自治体直営のほか、社会福祉協議会等への委託も可能

(2)従事する職種

主任相談支援員、相談支援員、就労支援員 等

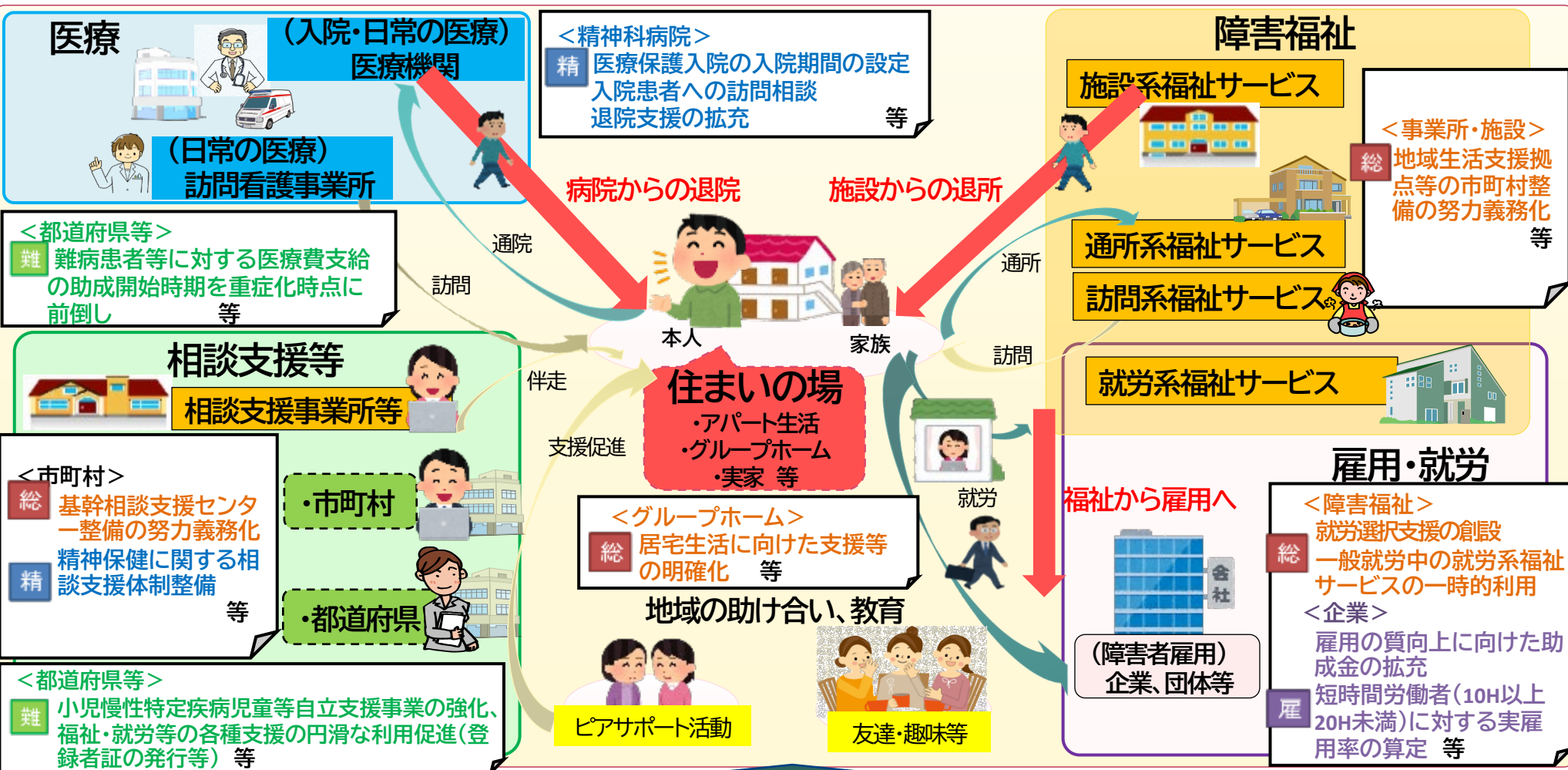
生活困窮者自立支援制度の体系



障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

- 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、

- ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実(障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) **総 精 難**
 - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上(障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) **総 雇**
 - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備(難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) **難 総**
- 等を推進する。



基盤整備

<国>

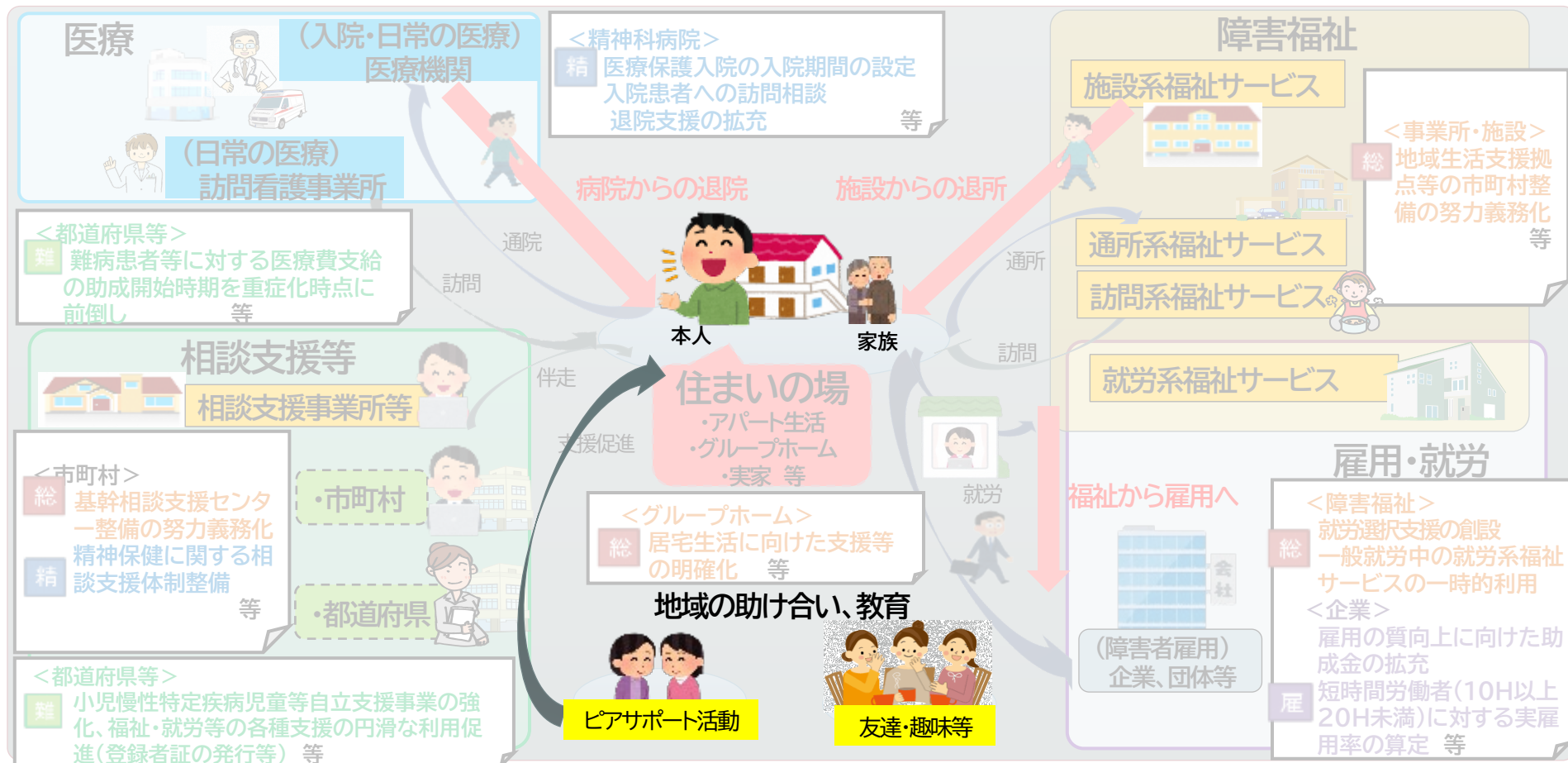
データベースの整備

難

総

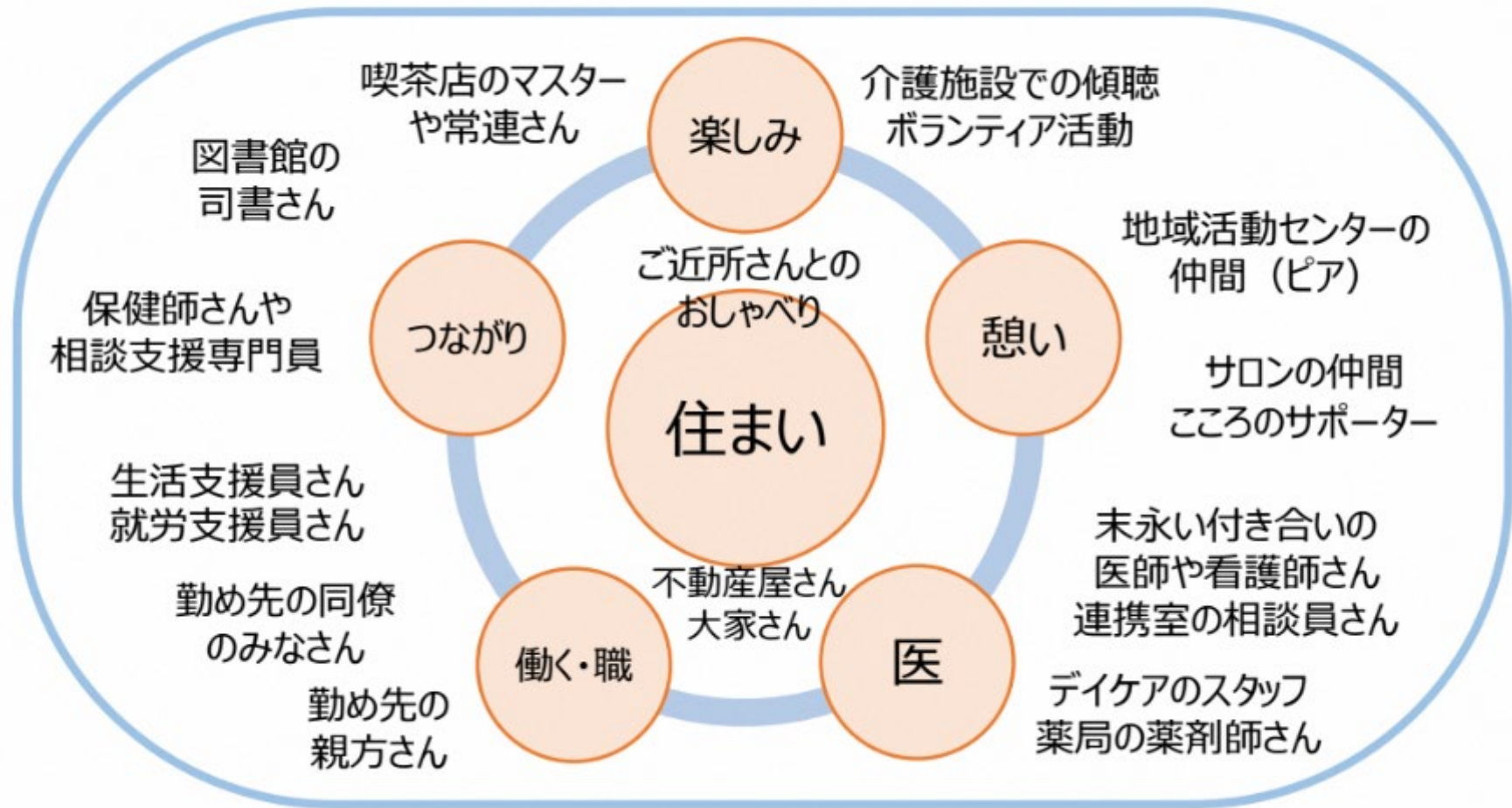
出典:厚生労働省 15

インフォーマル組織(自助グループ等)



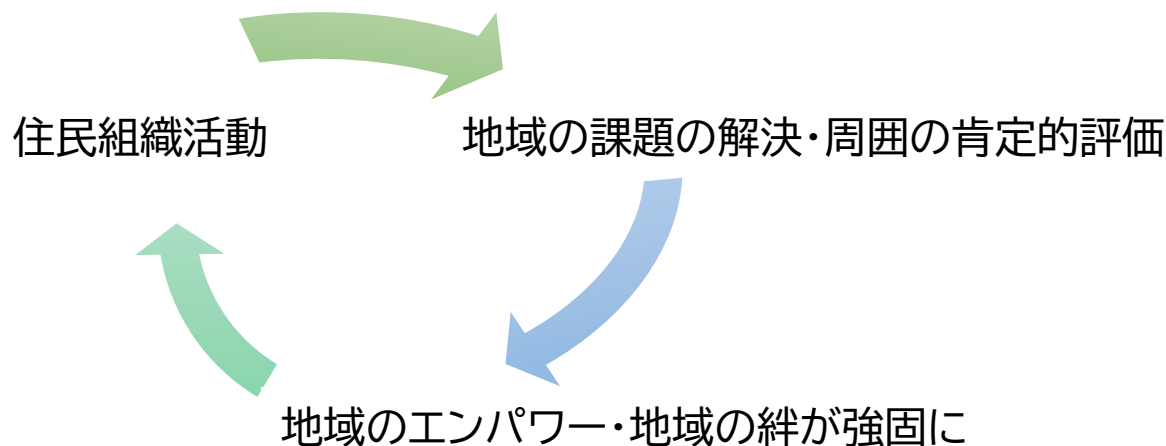
科目4(講義3)・科目6(講義7)を参照

様々な社会資源



住民組織

住民組織活動の意義:住民自治の実現とコミュニティ・エンパワメント



組織の類型	委員型	地縁型	ライフステージ型
組織の例	民生委員・児童委員 (民生委員法・児童福祉法) 健康づくり推進員 母子保健推進員 など	自治会・町内会 (地方自治法) 愛育班、婦人会 PTA、保護者会 など	育児サークル 老人クラブ など
地域の範囲	市町村単位	小学校単位 行政区単位	小学校単位 行政区単位
参加形態	推薦・委嘱	全員参加が原則	任意
特徴	行政から業務を委託 財源あり	全員参加が原則 ピラミッド型組織	相互学習型 自由度が高い

インフォーマルな社会資源

個人	組織
家族、友人、仲間	自助グループ(当事者会、家族会等)
ピアサポーター	ピアサポートグループ
ボランティア	ボランティアグループ
心のサポーター	
認知症サポーター	

心のサポーター養成事業（令和6年度～）

- 世界精神保健調査では、我が国の精神障害へ罹患する生涯有病率が22.9%であり、精神疾患は誰でも罹患しうることが報告されている。
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」においても、地域住民への普及啓発を進めるにあたり、メンタルヘルス・ファーストエイドへの賛同が既に得られている。
- ※ メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）とは、地域の中で、メンタルヘルスの問題をかかえる人に対し、住民による支援や専門家への相談につなげる取り組み。

※心のサポーターの養成体制

◎心のサポーター指導者

- ・精神保健に携わる者
または心の応急処置に関する研修をすでに受講している者
- ・**2時間**の指導者養成研修を受講

◎心のサポーター

2時間の実施者養成研修を受講

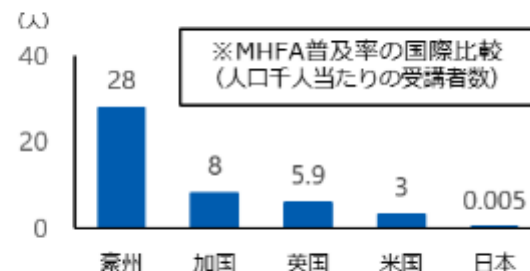
心のサポーター養成の仕組み



- ・ 医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等の国家資格を有しており、精神保健に携わる者
- ・ メンタルヘルス・ファーストエイド等の心の応急処置に関する研修を既に受講している者 等

心のサポーターとは

「メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者」（小学生からお年寄りまでが対象）
⇒メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方に基づいた、
2時間程度で実施可能な双方向的研修プログラムを使用（座学+実習）



*R3年度：福島県、埼玉県、神奈川県、京都府、和歌山県、福岡県、名古屋市、川口市

**R4年度：岩手県、福島県、神奈川県、和歌山県、福岡県、名古屋市、広島市、横須賀市、新潟市、川口市、豊中市、枚方市、吹田市、尼崎市、文京区、世田谷区、板橋区、松戸市

***R5年度：宮城県、福島県、神奈川県、山梨県、三重県、滋賀県、和歌山県、広島県、福岡県、長崎県、新潟市、名古屋市、広島市、福岡市、郡山市、前橋市、川口市、船橋市、横須賀市、豊中市、高槻市、尼崎市、吹田市、枚方市、明石市、高知市、町田市、文京区、渋谷区、板橋区

様々な自助グループ

対象	組織(例)
アルコール	断酒会、AA アラノン、家族の回復12ステップ
薬物	NA ナラノン、全国薬物依存症者家族会連合会
ギャンブル	GA ギヤマノン、ギャンブル依存症家族の会
摂食障害	NABA

(参考)

- ・COMHBO地域精神保健福祉機構 全国ピアグループ一覧
(https://www.comhbo.net/?page_id=3695)
- ・特定非営利活動法人ASK 自助グループ一覧
(<https://www.ask.or.jp/article/6521>)

自助グループとの連携の例(SBIRTS)

Screening	スクリーニング	「飲酒度」をふるいわけ
Brief Intervention	簡易介入	「危険な飲酒」患者には減酒を勧め、「乱用」や「依存症」患者には断酒を勧める
Referral to Treatment	専門治療への紹介	専門治療の必要な患者には「紹介」を行う
Self-help group	自助グループへの紹介	医療機関などのスタッフが自助グループへ紹介する

④ 自助グループへの紹介

- ① その日の診察が終わりに近づいた時、患者に自助グループへの参加が断酒に役立つことを伝え、参加を促す
- ② 患者に「長期断酒している自助グループの人から自助グループのことを直接聞いてみないか」と提案する
- ③ 患者が「聞いてみる」と了解したら、その場で自助グループの人にスマホで電話を入れ、繋がったら、スマホを患者に渡し、別室で患者と話してもらう
- ④ 患者との話が終わったら、断酒会の人から家族にも話してもらう
- ⑤ 勧める時、「一度、断酒会の例会の“見学”をしたら」と勧める

講義6ー1 まとめ

- 生活困窮とメンタルヘルスの問題には関連があり、制度について理解しておく。
- 被保護者の支援については、福祉事務所のケースワーカー・査察指導員・健康管理支援員等と連携・協働する。
- 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の窓口について把握しておく。
- 自助グループを紹介するときは、単なる情報提供に留まらない。

参考文献・資料

- 厚生労働省「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築支援情報ポータル」
<https://www.mhlw-houkatsucare-ikou.jp>
- 厚生労働省「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37149.html
- 厚生労働省「医療扶助実態統計(旧:医療扶助実態調査)」
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/67-17.html>
- 豊中市「医療扶助の適正な実施に関する方針」
<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/seiho/iryouhujyotekisei.html>
- 厚生労働省「令和5年度「被保護者健康管理支援事業に関する担当者会議」」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37829.html
- 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
「困窮者支援情報共有サイト～みんなつながるネットワーク～」ホームページ <https://minna-tunagaru.jp>
- 全国民生委員児童委員連合会ホームページ
<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>
- 四日市アルコールと健康を考えるネットワーク「SBIRTSの進め方【第6版】」
https://www.yokkaichi-alcohol.net/wp-content/uploads/sbirts_6.pdf

ご視聴ありがとうございました。

続いて、

【講義6－2】

8050世帯に対する多機関連携支援
の動画をご覧ください。